

許可基準（派遣労働者のキャリア形成を支援する制度を有すること）

キャリア形成を念頭に置いた段階的・体系的な教育訓練計画

- 雇用する全ての派遣労働者を対象としている
- 有給かつ無償である（就業規則又は労働契約にその旨の記載があること）
- 派遣労働者のキャリアアップに資する内容である
- 入職時の教育訓練が含まれている
- 無期雇用派遣労働者の場合、長期的なキャリア形成を念頭とした内容である
- キャリアの節目などの一定期間ごとにキャリアパスに応じたものとなっている
- 最初の3年間は年1回以上の教育訓練の機会が提供されている
- フルタイムで1年以上雇用見込のある派遣労働者に対し、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会が提供されている（パートタイムは入職時が必須、時間は応分で）

キャリアコンサルティング窓口の設置

- 相談窓口には相談担当者が配置されているか
- 全ての派遣労働者が利用できるか
- 希望する全ての派遣労働者が、キャリアコンサルティングを受けられる

規程に基づいて実施する事がのぞましい

キャリアコンサルティング実施規程（事務手引・マニュアル）

- キャリアコンサルティングそのものの手順など定めたもの

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供の事務手引、

マニュアル

キャリア形成を念頭においた派遣先を提供する手続きが規定されていること。
（考え方）キャリアコンサルティングを通じ、本人の経歴・教育訓練などを踏まえながら派遣労働者の希望を聴取しつつ、今後の選択肢を示す。
派遣労働者の希望を汲んだ派遣先開拓を行い、キャリア形成に資する派遣労働から優先的に提供していく。

許可申請時

【就業規則又は労働契約の整備】
【提出必要】

【作成し派遣労働者等に周知する】
【詳細な訓練内容の提出必要】

左記を踏まえた教育訓練計画を策定し、事業所にそなえつける。そのうちの計画対象期間分を様式第3号-2「キャリア形成支援制度に関する計画書」へ記載。さらに詳細な訓練内容を別紙にて要提出。訓練計画を作らなければ指導対象

【運営ルールを決めておく】

窓口を設置し、その状況を様式第3号-2「キャリア形成支援制度に関する計画書」へ反映させる

【作成するのが望ましい】
【提出不要】

様式第3号-2「キャリア形成支援制度に関する計画書」
3欄が「有」の場合は、添付する

【提出必要】

許可申請時の添付書類として提出する

事業報告

【実績】

キャリアアップに資する訓練の実績を報告
①入職時 ②職能別
③職種転換
④階層別 ⑤その他

【実績】

キャリアコンサルティングについて実績を報告
①窓口担当者人数
②実施状況

派遣元管理台帳

【結果】

①キャリアアップ措置に関する実施状況
②教育訓練の情報
派遣元管理台帳等で管理し、雇用契約終了後3年間保存